

薬局製剤製造販売承認事項軽微変更届書

事 項	薬局製剤の製造販売承認事項の軽微な変更（薬局の名称の変更）をしたとき
根拠法令	法 律 第14条、第23条 施行令 第74条の4、第80条 施行規則 第48条
提出部数	2部（松本市保健所）
添付書類	なし
そ の 他	1. 提出部数のうち、1部は、松本市保健所の收受印を押印した届書を届出者控えとして返送する。

薬局製剤製造販売承認事項軽微変更届書

承認番号		承認年月日	
名称	一般的名称		
	販売名		
変更内容	事項	変更前	変更後
備考			

上記により、薬局製剤の製造販売の承認事項の軽微な変更の届出をします。

年 月 日

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
住 所 〒

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
氏 名

松本市長 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 この届書は、正副 2 通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。